

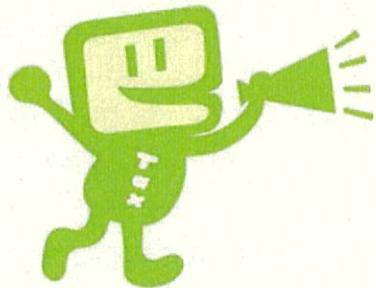
国税広報参考資料

令和2年1月用

- 国税庁ホームページ「タックスアンサー」の利用案内
- 国税庁チャットボットの試行運用の開始について
- 給与所得者の確定申告
- 年末調整手続の電子化について

社会保障・税番号制度<マイナンバー>

申告書や申請書等には、マイナンバーの記載が必要です！



国税庁 e-Tax キャラクター
イータ君



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

テ　ー　マ

国税庁チャットボットの試行運用の開始について

チャットボットによる税務相談の試験導入を始めます

税務相談の新しいチャネルとして、国税庁ホームページに「チャットボット」を令和2年1月から試験導入します。

■ チャットボットとは？

チャットボットとは、「チャット」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、利用者の知りたい情報について、ボタンから選択するか、テキストで入力すると、AIを活用して自動で回答を表示するシステムをいいます。

チャットボットの導入により、税に関する疑問について、電話での相談に比べてより気軽に質問をしたり、国税庁ホームページに掲載している税の情報により短時間でアクセスすることができます。

■ どんなことが相談できるの？

令和2年1月からの「試験導入」では、「医療費控除」や「住宅ローン控除」などの納税者の方から多く寄せられる質問などに範囲を限定しています。

今後、相談事例の蓄積や、AIの学習を繰り返しながら、相談範囲を順次拡大していく予定です。

■ どうすればチャットボットに相談できるの？

スマートフォン又はパソコンから国税庁ホームページのチャットボットにアクセスしていただくと、WEB上でチャットボットに相談することができます。

■ もつといろいろなことをチャットボットに相談できるようにしてほしい！

多くの皆様にチャットボットを使って様々な質問をしていただき、その感想などをチャットボットに表示されるアンケートに入力していただくことによって、事例の蓄積やAIの学習が進んでいきますので、是非チャットボットのご利用とアンケートへのご協力をお願いします。

令和元年12月から国税庁ホームページに「令和元年分確定申告特集ページ（準備編）」が開設され、チャットボットの紹介コンテンツを掲載する予定です。詳しい情報はそちらをご覧ください。

令和2年1月 国税広報参考資料

テ　一　マ

年末調整手続の電子化について

年末調整手続の電子化について

令和2年10月以後に提出する生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等について、電子データによる提供が可能です。

これらの電子データを利用し年末調整手続を簡便化するため、国税庁が「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(以下「年調ソフト」といいます。)を無償提供します(令和2年10月リリース予定)。

(年末調整手続の電子化による手続の流れ)

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等を電子データで受領
- ② 従業員が、①の電子データを年調ソフトにインポート(自動入力、控除額の自動計算)
- ③ 従業員が、控除額が自動計算された保険料控除申告書、住宅ローン控除申告書等(以下、「年末調整申告書」といいます。)を電子データにて勤務先へ提供
- ④ 勤務先において、③の電子データを給与システム等にインポートして年税額を計算

年末調整手続の電子化のメリット

(勤務先のメリット)

- ① 年末調整申告書の記載内容・控除額のチェック、給与システム等への入力、年税額の計算等が自動化されることによる事務コストの削減
- ② 年末調整申告書(書面)の保管が不要となり保管コストが削減
- ③ 従業員が作成する年末調整申告書の記載誤りが減り、従業員への問合せ事務が削減

(従業員のメリット)

- ① 手書きによる作業の省略(年末調整申告書への記入、控除額の計算)
- ② 作成した年末調整申告書データを翌年度以降も利用することによる、翌年度以降の入力事務の軽減

年末調整手続の電子化の準備

従業員から年末調整申告書に記載すべき事項を電子データにより提供を受けるためには、勤務先があらかじめ所轄税務署長に、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、その承認を受ける必要があります。

また、従業員においては控除証明書等を書面(ハガキ等)ではなく電子データで取得するために、契約している保険会社等に控除証明書等のデータ発行を依頼する必要があります。

年末調整手続の電子化についての詳細

年末調整手続の電子化の詳細については、国税庁ホームページの「年末調整手続の電子化に向けた取組について」(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>)をご覧ください。

令和2年1月～3月 国税広報参考資料

テ　一　マ

消費税・地方消費税(個人事業者)の確定申告と納税は正しくお早めに

令和元年分の個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告は、令和2年3月31日（火）が申告・納付の期限となっています。

税務署などの申告相談会場は、特に所得税及び復興特別所得税の確定申告期限（令和2年3月16日（月））間近になりますと大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告書はできるだけご自分で作成し、お早めに提出してください。

なお、申告書は郵便や信書便による送付で提出することもできます。

国税庁ホームページから確定申告（e-Tax）

消費税の申告書は、国税庁ホームページで作成できます。

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され申告書等を作成することができ、作成した申告書等をe-Tax送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できますので、是非ご利用ください。

個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告について

【令和元年分において課税事業者となる個人事業者の方】

- ① 平成29年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ② 平成29年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成30年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
- ③ ①、②に該当しない場合で、平成30年1月1日から平成30年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超える事業者

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

（注）事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。

【申告に当たっての留意点】

- 課税事業者となる方は、令和元年分（課税期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和元年分の消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。
- 平成29年分の課税売上高が5,000万円以下で、平成30年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）」を提出してください。
※ 軽減税率制度の実施に伴い、課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに区分して合計することにつき困難な事情があるとして、令和元年12月末までに令和元年分の申告に係る「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者の方も、「消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）」を提出してください。
- これ以外の課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）」を提出してください。
- 消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額及び課税仕入れ等の税額の明細等を記載した書類（一般用については「付表1-1・1-2・2-1・2-2」、簡易課税用については「付表4-1・4-2・5-1・5-2」）を添付してください。
- 還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）」を添付してください。
- 売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な一定の中小事業者の方に対して、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）内の「消費税の軽減税率制度について」などをご参照ください。
- 消費税及び地方消費税の確定申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載及び申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となりますので、ご注意ください。ただし、還付申告（申告書⑧欄に金額を記載した申告書）以外の確定申告書を提出する場合（相続人の方が提出する場合を除きます。）は、当該提示等を省略することができます。

納期限と振替納税の利用について

確定申告による消費税及び地方消費税の納期限及び振替日は、次のとおりです。

- 納期限・・・令和2年3月31日（火）
- 振替日・・・令和2年4月23日（木）

現金で納付される場合は、納期限までに現金に納付書を添えて、お近くの金融機関（日本銀行歳入代理店）又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で納付してください。

また、e-Taxを利用すれば自宅や事務所などからインターネット等を利用して電子納税することができます。

その他、振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税が行われます。納税のために金融機関又は税務署に出向く必要もなく、預貯金残高を確認しておくだけで納付手続を済ませることができる、大変便利で確実な納付方法ですので、是非ご利用ください。

なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんので、ご注意ください。

- ・ 税に関する情報は国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）へ
- ・ 国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」をご覧ください。 [国税e-Tax マイナンバー](#)
- ・ e-Taxに関する情報はe-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）へ
- ・ e-Taxの事前準備、送信方法、エラー解消など確定申告書等作成コーナーの使い方に関するお問合せはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク（TEL 0570-01-5901）へ
- ・ e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの利用可能時間については、事前にe-Taxホームページでご確認ください。